

2 自己株式の取得（評価通達 183 関係）

(1) 法人税法関係法令の改正の概要

発行法人が取得した自己株式については、法人税法上、資産として取り扱うこととされていたが、平成 18 年度の法人税法関係法令（法人税法、同法施行令及び同法施行規則をいう。以下同じ。）の改正により、平成 18 年 4 月 1 日以後に自己株式を取得した場合には、資本金等の額^(注1)から取得した自己株式に対応する資本金等の額（取得資本金額）^(注2)を減少させることとなった。

なお、経過措置として、平成 18 年 4 月 1 日において自己株式を所有していた場合の資本金等の額については、平成 18 年 4 月 1 日の資本金の額に、平成 18 年 3 月 31 日における改正前の法人税法上の資本積立金額から同日において有する自己株式の帳簿価額を減算した金額を加算した金額をもって、平成 18 年 4 月 1 日における資本金等の額とすることとされた。

$$18.4.1\text{現在の資本金等の額} = 18.4.1\text{現在の資本金の額} + \left[18.3.31\text{現在の資本積立金額} - 18.3.31\text{現在の自己株式の帳簿価額} \right]$$

(注1) 平成 18 年度の法人税法関係法令の改正により、改正前の「資本の金額」と「資本積立金額」の合計額と同様の概念として、「資本金等の額」が新たに定義された（法人税法 26）。

(注2) 「取得資本金額」は、次の算式により計算する（法人税法施行令 8 ①二十）。

$$\text{取得資本金額} = \frac{\text{自己株式取得直前の資本金等の額}}{\text{自己株式取得直前の発行済株式数} - \text{自己株式取得直前の自己株式数}} \times \text{取得自己株式数}$$

(2) 評価通達との関係

類似業種比準方式を適用する際の評価会社の「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」（以下「簿価純資産価額」という。）は、評価通達 183（（評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算））の(3)により、直前期末における「資本金額+資本積立金額+利益積立金額」を基として計算している。

直前期末が平成 18 年 4 月 1 日以後の場合、法人税法関係法令の改正により、評価会社の「簿価純資産価額」から自己株式の帳簿価額等を減少させているが、現行の類似業種比準方式では、自己株式の保有は評価上考慮しない（「簿価純資産価額」から減少させない）こととしているため、「簿価純資産価額」の計算をどうするかという疑義が生じる。

(注) 平成 18 年分の類似業種の「簿価純資産価額」についても、自己株式の保有を考慮していない。

(3) 経過的な算出方法

平成 18 年中に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式の評価に当たって、類似業種比準方式を適用する際の評価会社の「簿価純資産価額」の基となる金額の計算は、次のようになる。

イ 直前期末が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合

資本金額+資本積立金額+利益積立金額

□ 直前期末が平成18年4月1日以後の場合

資本金等の額+利益積立金額+平成18年3月31日現在の自己株式の帳簿価額+平成18年4月1日から直前期末までの間に取得した自己株式に係る「取得資本金額」の合計額
 なお、直前期末が平成18年8月31日の場合について図に示すと次のとおり。

【図】 直前期末が平成18年8月31日の場合

